

委 託 契 約 書

神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契 約 の 目 的 城山ダム他 I T V 設備点検整備
- (2) 業 務 の 内 容 別添設計書及び仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和8年 月 日から令和9年3月15日まで
- (4) 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (5) 支 払 方 法 通常払
- (6) 前 金 払 実施しない。
- (7) 契 約 保 証 金 神奈川県公営企業財務規程（昭和42年神奈川県企業管理規程第11号）第138条第6号の規定に基づき免除する。
- (8) 代金支払場所 神奈川県企業庁出納事務取扱店株式会社横浜銀行県庁支店

（業務の報告及び検査）

- 第2条 受注者は、業務を実施したときは作業報告書を発注者に提出し、発注者の指定する職員
の検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、委託業務を完了したときは完了届を発注者に提出し、検査を受けなければならない。
この場合、発注者は完了届を受理後10日以内に受注者立会いのうえ検査しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に
従わなければならない。

（代金の支払方法）

第3条 発注者は、委託業務の検査完了後、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して
30日以内に代金を支払う。

（履行遅滞）

- 第4条 受注者は、第1条第2号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができない理
由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に契
約期間の延長を申し出なければならない。
- 2 発注者が前項の規定による申し出を受けた際に、特に契約期間の延長を認める必要がある場
合には、受注者の申し出を承認することができる。
- 3 前項の規定により契約期間を延長する場合に、その理由が受注者の責に帰するものであると
きは、発注者は違約金を徴収する。違約金は遅滞日数に応じ、当該業務に係る契約金額につき
年3.0パーセントの割合で計算した額とし、算定期間は第1条第3号に規定する契約期間末日

の翌日から受注者が委託業務を完了した日までとする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。

- 4 委託業務の契約期間延長が天災地変等の事由によるもので、発注者がやむを得ないと認めるときは、違約金を徴収しない。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、発注者が第3条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して第3項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第3条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、本件業務の全部又は一部を、発注者の書面による事前承諾なしに第三者へ再委託してはならないものとする。

- 2 前項におけるこの契約の履行に係る第三者への委任（以下「再委託」という。）は、受注者が、あらかじめ次の事項を記載した書面を発注者へ提出し、発注者がその内容を承認した場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 再委託を行う理由
- (2) 再委託先の名称及び所在地
- (3) 再委託先に対する業務管理方法
- (4) 再委託する業務の内容
- (5) 再委託先がこの契約を遵守する旨の確認
- (6) その他発注者が必要と認める事項

- 3 受注者は、本件業務の全部又は一部を第三者（以下、「再委託先」という）に委託したときは、本契約に基づき受注者が発注者に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- 4 発注者は、必要に応じ、受注者に再委託先の見直しを求めることができるものとする。
- 5 本契約が終了したときは、再委託先に対する本件業務の再委託も同時に終了するものとする。
- 6 受注者は、再委託先を中止する場合は、発注者にその旨を事前に書面により通知するものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 第1項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(業務の適正履行)

第7条 受注者は、第1条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

2 受注者が前項に違反した場合、その原因が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、発注者は、違反の程度に応じて受注者に契約金額の減額を請求することができる。この場合、受注者は発注者が指定した期日までに原因等を記した文書（以下「理由書」という。）を提出しなければならない。

3 前項において、受注者が指定された期日までに理由書を提出しなかった場合、発注者は直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(労働関係法規の遵守)

第8条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(工程表等)

第9条 受注者は、契約締結後直ちに仕様書等に基づき工程表を作成して発注者に提出しなければならない。

2 発注者は工程表を受理したときは、遅滞なくこれを審査し、不適当と認めたときは受注者と協議する。

3 受注者は委託業務に着手したときは、その旨を書面により遅滞なく発注者に届出なければならない。

(調査職員)

第10条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約に基づく発注者の権利とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の作業責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の作業責任者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの

調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合において、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者、作業責任者及び作業員)

第11条 受注者は委託業務の実施にあたり、作業責任者及び設計図書に記載ある場合は管理技術者を定め、書面により発注者に報告するとともに、作業責任者については、現場に常駐のうえ委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。

- 2 受注者は作業員を業務に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該作業員の名簿を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前2項について変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(中間報告等)

第12条 発注者は、委託業務の委託契約期間中、発注者が履行状況の報告を必要とする場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況についての報告を求めることができる。

- 2 前項の場合において、発注者が必要とする場合には、発注者は、受注者の立会いのうえで検査を実施することができる。

(使用承認申請書の提出等)

第13条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

- 3 前項の場合において、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。

(工業所有権の発明等)

第14条 受注者は、委託業務の実施にあたり、特許権等いわゆる工業所有権の対象となるべき発明、又は考案をした場合には、発注者に書面をもって通知し、必要な書類等を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該工業所有権の取得のための手続き、権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(第三者損害)

第15条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者とが協議するものとする。

(設計図書等の変更)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容（以下「設計図書等」という。）を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第18条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間及び業務委託料の変更方法)

第19条 第17条及び前条の規定により履行期間及び業務委託料の変更を行う場合における当該変更の期間及び額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者がその変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(秘密の保持等)

第20条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(配送方法等)

第22条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを

発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。)の使用及びエコドライブ(アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。)を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第23条 発注者(又は神奈川県公営企業管理者)が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者(又は神奈川県公営企業管理者)は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の催告による解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 第2条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 第6条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第27条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第26条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数に応じ、賠償金等の額につき年3.0パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

- 2 契約金が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第27条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第28条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第29条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により発注者に損害が生じても、受注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 発注者が仕様書等を大幅に変更する等、発注者の責に帰すべき事由により契約の目的を

達成することができないとき。

(2)発注者がこの契約に違反したとき。

(苦情検討委員会による通知等)

第30条 発注者は神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 発注者は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第32条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県公営企業財務規程によるほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

【注：①（電子契約の場合）又は②（書面による契約の場合）のいずれかを選択する。】

- ① この契約の締結を証するため、本契約書を電磁的に作成し、発注者と受注者が合意したことを証する電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を所持するものとする。
- ② この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

発注者 神奈川県相模原市緑区城山2丁目9-1
神奈川県企業庁
相模川水系ダム管理事務所
所長 鶴井 正幸

受注者